

日バス協業第423号  
令和3年10月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 清水 一郎

### 安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みについて

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、国土交通省と観光庁において「安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みを推進します」が公表されました。本取組みは、コロナ後の観光需要回復を見据え、貸切バスの安全運行に向けたものであり、取組みの内容は、官民連携で実施する対策となっております。具体的には、本年秋から冬にかけて国の集中監査を実施する等の国の対策や平成28年に公益社団法人日本バス協会、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会が公表した「安全運行パートナーシップ宣言」等の再周知や自己点検の実施等の業界の取組みも盛り込まれています。

その旨、貴協会においてご了知いただくとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 泉・中尾  
電話：03-3216-4014  
FAX：03-3216-4016